

(案)

パブリックコメント意見募集の結果公表

第五期帯広市障害福祉計画（原案）に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

【意見募集結果】

案 件 名	第五期帯広市障害福祉計画（原案）		
募 集 期 間	平成30年 1月16日（火）～ 平成30年 2月14日（水）		
意見の件数 （意見提出者数）	8件（ 4人）		
意見の取り扱い	修正	案を修正するもの	1件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	4件
	参考	今後の参考とするもの	1件
	その他	意見として伺ったもの	2件
意見の受け取り	持参		2人
	郵送		人
	ファクス		2人
	電子メール		人

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
地域移行を進めるためには障がいの特性にあわせた手厚い支援が必要。 現状では特に生活の場であるグループホームの整備に力を入れてほしい。	1	【既記載】 計画（原案）に記載のとおり、地域への生活を希望する人が安心して移行できるよう、自立生活援助やグループホームなどのサービス提供基盤の整備を図ります。
地域生活を進めるためにはサービスの量だけでなく質が大事。 各関係機関と連携を密にとり、事業者の質を高めるための研修などの指導をしてほしい。	1	【既記載】 計画（原案）に記載のとおり、地域に必要とされるサービス提供の基盤の整備を図り、支援に関わる人材の確保、サービスの質の向上について、北海道及び関係機関と連携して取り組みます。

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>障がいの理解を広める意味でヘルプマークの普及に力を入れてほしい。 広く市民の皆様に理解をしてもらうことと希望する対象者にいきわたるような配慮をしてほしい。</p>	1	<p>【修正】 ヘルプマークの普及については、障害者理解を進めるうえで、有効な手段の一つと認識しており、本市でも北海道と連携して普及に向けた取り組みを開始したことから、第7章地域生活支援事業の必要見込み量と実施のための方策7-1、1) 必須事業【理解促進研修・啓発事業】に、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及などについて追記します。</p>
<p>障害や発達に心配のある子どもをサポートする障害児通所支援事業所が増え、親子にとってうれしい体制が整いつつあるが、子どもの特性や障害、支援方法などの理解度が高い事業所が少ないように感じる。子どものための事業所になっていかないのではと心配なので、事業所の質を高める為の体制を整えてほしい。</p>	1	<p>【既記載】 計画（原案）に記載のとおり、子どもに応じた効果的な支援を提供するために、サービスの提供に係る人材の育成について、北海道及び関係機関と連携して取り組みます。</p>
<p>別の場所に移設することで、機能すると思う地域活動支援センターがある。</p>	1	<p>【その他】 センターの設置等については、利用ニーズや利用実態のほか、事業者の運営体制等を踏まえて考慮する必要があるため、意見として伺わせていただきます。</p>
<p>意思疎通支援事業について、ALS等で使用するPCの機種選定や使用説明、アフターフォローまでサポートが必要である。また、体の動かない当事者の意思伝達は支援者の理解が必要である。問題が発生した時に一部の自治体で支援者に対して報酬を払う制度があり、帯広市でも同様の事業を実施してほしい。</p>	1	<p>【その他】 ALS等難病を患う方の意思疎通支援は、日常生活を営むうえで必要であり、ご意見として伺わせていただきます。</p>
<p>災害時の障害者に対する支援及び重度心身障害児者の避難場所までの移動手段について、停電時に人工呼吸器などに電源を供給する発電機や停電時でも使用できる足踏みサクシオンを日常生活用具等で給付したり、災害時に車椅子避難を容易にするアイテムの導入について検討してほしい。</p>	1	<p>【参考】 災害時の障害者に対する支援は、大変重要なことと認識しており、災害時を想定した日常生活用具等による給付など、災害時の支援のあり方について検討する際の参考とさせていただきます。</p>
<p>医療的ケアを必要とする障害者、障害児に対する支援体制の確保について、ヘルパーが吸引、経管栄養を行うには「介護職員等による喀痰吸引等の実施のための研修」の受講が必要だが、帯広の開催は2～3年に一度と少なく増やしてほしい。また、事業所等に制度や研修などの情報発信や関係者のつながりなどが必要である。</p>	1	<p>【既記載】 医療的ケアを必要とする障害のある人に対する支援体制の整備が課題であることから、医療的ケアを必要とする障害のある人への支援に関する協議の場を設け、サービス提供体制に係る人材育成について北海道及び関係機関と連携して取り組みます。</p>

【案件の最終案】

別紙のとおり。